

論 説

民事訴訟における必要的請求併合のルール (9)
— ミシガン裁判所規則における必要的請求併合
のルールを中心として —

小 松 良 正

- 1 序論
- 2 ミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルール
 - 1 1963年のミシガン一般裁判所規則 (GCR)203
 - 2 1985年の改正ミシガン裁判所規則 (MCR)2.203(A) 項
 - 3 1999年の改正ミシガン裁判所規則 (MCR)2.203(A) 項
- 3 判例の概観
 - 1 1985年の改正ミシガン裁判所規則 2.203(A) 項 (以上途中まで11号)
 - 2 1999年の改正ミシガン裁判所規則 2.203(A) 項 (以上途中まで12号から18号、以下途中まで本号)
- 4 ミシガン裁判所規則における請求併合のルールと当事者併合のルールとの関係
- 5 必要的請求併合のルールがわが国の民事訴訟理論に与える示唆
- 6 結語

(41) CitiMortgage, Inc. v. Casey ⁽¹⁾

本件の事実関係は、次の通りである。Casey および Burgess は、2004年、権原担保捺印証書によりマンション1戸分の権原を取得し、彼らは、完全な生存者財産権を伴う合有不動産権者として、その1戸を所有した。Casey は、CitiMortgage の前権利者である ABN AMRO Mortgage Group, Inc. (ABN) のために、その財産上に譲渡抵当権を設定した。2011年、Casey は、その譲

(1) WL 5196010 (2017). 本文中に付された下線は、すべて筆者が付したものである。なお、判例中に引用されている他の裁判所の判例については、当論文の脚注において指摘させて頂いたことをお断りしておく。

渡抵当権に基づく支払を中止した。2012年、CitiMortgageは、Burgessを譲渡抵当債務者として明確にするための譲渡抵当権に関する文書訂正を求める訴えを提起した。事実審裁判所は、Casey及びBurgess勝訴の正式事実審理に基づかない裁判を言い渡し、先端的な営利的貸し手が自らの過誤を救済するためエクイティを援用すべきではない、と認定した。事実審裁判所がその裁判を登録した後に、Caseyは、Burgessに対してその不動産について権利放棄を行い、次に、Burgessはその不動産を、売買契約に基づき2013年にEbersoleとKrukに売却した。2014年、Caseyは、Greater Macomb Title Agency（名義書換代行会社）に対して手紙を送付し、先の譲渡抵当権は、2012年の訴訟により「有効に消滅した」、と主張した。

CitiMortgageは、CaseyおよびBurgessに対して本件訴訟を提起し、主として、当該不動産に対する権原を確認し、かつCaseyが2004年に設定した譲渡抵当権の継続的な存在の確認を求めた。その後、EbersoleとKrukが被告として訴訟参加し、CaseyおよびBurgessに対して交叉訴訟を提起した。事実審裁判所は、CitiMortgageの正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容し、先にBurgessに対してその不動産について権利放棄を行なったCaseyは、もはや当該不動産について何らの利益も有せず、またCitiMortgageの譲渡抵当権は、依然として執行可能であり、かつBurgess、EbersoleおよびKrukの権原に対する担保権を構成している、と判示した。事実審裁判所は、CitiMortgageのその他の請求を棄却した。裁判官による審理の後、事実審裁判所は、EbersoleおよびKrukのCaseyに対する交叉請求につき勝訴の判決を登録し、Burgessは、不動産売買契約に違反し、かつその不動産が譲渡抵当権の対象となっていないという虚偽の説明を行ったことに対して詐欺の責任を負うこと、およびCaseyは、Burgessの詐欺に助力または教唆したことに対して責任を負う、と指摘した。これに対して、本件控訴が提起された。控訴裁判所は、被告の控訴を棄却して、次のように判示した。

「(I及びII省略)

III 既判事項の原則及び必要的併合

Burgessは、事実審裁判所は、CitiMortgageの請求に基づく訴えを却下すべきであった、なぜなら、(1) それらの請求は既判事項の原則により遮断され、(2) 必要的併合のルールが適用され、かつ、(3) CitiMortgageは、その訴

状の請求原因4および5に関する損害額を立証しなかったからである、と主張している。

『ある争点が控訴審での審理に付されるためには、その争点が提出され、審理され、かつ原審により判断されなければならない』⁽²⁾。本件訴訟が既判事項の原則により遮断されるとの主張については、この争点は、請求原因1に関するCitiMortgageの正式事実審理に基づかない裁判の申立てに対するBurgessの答弁書において提出された。事実審裁判所は、権原の確認を求める請求についてのCitiMortgageの正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容し、それによって、Burgessの既判事項の原則の主張を却下した。それゆえ、本件争点は、審理に付されるものである・・・。CitiMortgageの訴状は、五つの請求原因を含んでいた。Burgessは、五つのすべての請求原因が既判事項の原則および必要的併合のルールにより遮断され、また請求原因4および5は、CitiMortgageが損害を証明しなかったことを理由に棄却されるべきであった、と主張している。しかしながら、CitiMortgageが主張するように、事実審裁判所は請求原因2, 3, 4および5を棄却した。それゆえ、権原の確認を求めるCitiMortgageの請求のみ（請求原因1）が、控訴審における争点となる。事実審裁判所は、すでに請求原因2, 3, 4および5を棄却したので、これらの請求原因に関するいかなる主張も訴えの利益を欠く⁽³⁾。

A. 既判事項の原則

既判事項の原則が請求を遮断するためには、以下の3つの要件が充足されなければならない。すなわち、『(1) 前訴が本案について判断されたこと、(2) 両訴訟が同一の当事者、または彼らの関係人を含んでいること、および(3) 第二の訴訟事件における主題が、第一の訴訟において解決され、または解決することができたこと』、である⁽⁴⁾。

(2) *Mouzon v. Achievable Visions*, 308 Mich. App.415, 419; 864 N.W.2d 606(2014) (citation and quotation marks omitted).

(3) *See City of Jackson v. Thompson-McCully Co., LLC*, 239 Mich. App. 482, 493; 608 N.W. 2d 531(2000) (「ある争点は、もし裁判所が、その当事者勝訴の裁判をすべき場合に、救済を付与することが不可能な結果が生じたときは、訴えの利益を欠く」) .

(4) *Garrett v. Washington*, 314 Mich.App.436, at 441, 886 N.W.2d 762(2016) (citation and quotation marks omitted)

CitiMortgage の提起した 2012 年の前訴は、本案について裁判され、かつ本件訴訟と同一の当事者を含んでいた。本件において争いとなっている点は、権原の確認を求める CitiMortgage の請求は、2012 年の訴訟において解決することができたかどうかである。

Garrett 事件⁽⁵⁾において、当裁判所は、以下のように述べた。すなわち、わが最高裁判所は、既判事項の原則についての広いアプローチを採用しており、それは、すでに争われた請求だけではなく、それと同一の事件から生じ、当事者が適切な注意を払えば提起することができたが提起しなかった請求をも遮断する。したがって、既判事項の第三の要件を審査する場合は、ミシガン州裁判所は、より狭い同一証拠の基準ではなく、しばしば事件の基準と呼ばれる広い実用的な同一事件の基準を使用する。それゆえ、同一の証拠がそれらの請求を根拠付けるかどうかという問題は一定の関連性を有する一方で、決定的な問題とは、本件における請求が、原告の前訴におけると同一の事件の一部として生じたかどうか、である。事件の基準によれば、ある請求は、原告が利用することのできる実体法上のセオリーの個数、またはそれらのセオリーから生じる様々な救済の方式にもかかわらず、事実の観点から考慮され、事件と同じ範囲にあると考えられるのである。裁判所は、事件の基準によれば、異なる種類またはセオリーに基づく救済の主張は、もし、単一の主要事実の集合体が救済の主張を生じさせるときは、依然として単一の訴訟原因を構成する、と説明した。事実の集合体が既判事項の原則との関係で単一の事件を構成するかどうかは、それらの事実が時間、場所、原因または動機の点で関連性を有するかどうか、[および]それらが都合の良い (convenient) 審理の単位を形成するかどうかを考慮することにより、実用的に判断されなければならない・・・⁽⁶⁾。

CitiMortgage が主張するように、2012 年の訴訟は、Burgess が ABN 譲渡抵当権を設定しなかったことから生じた。CitiMortgage は、Burgess を譲渡抵当権設定者として含めるよう、譲渡抵当権の訂正を申し立てた。本件は、Casey のその後の Burgess に対する権利放棄と、名義書換代行会社に負担としての譲渡抵当権を除去させようとする試みから生じた。請求原因 1 において、

(5) *Id.* 314Mich. App.436, at 442.

(6) [Citation and quotation marks omitted ;alterlations in original.]

CitiMortgage は、『前訴の終結後、被告 Casey は、ABN 譲渡抵当権は裁判所の意見および裁判により『有効に消滅した』』、と主張した。CitiMortgage は、さらに、『ABN 譲渡抵当権は、依然として有効であり』、また『被告が ABN 譲渡抵当権は有効に消滅したと評価したことは、不動産における原告の譲渡抵当権上の利益を危険にさらしかつ損なうものである』、と主張した。したがって、CitiMortgage は、当該不動産における当事者の利益を確定するため、権原の確認を求める訴訟を提起した。その訴えは、2012 年の訴訟が解決した後に生じた事件であったので、それは、2012 年の訴訟において提起することはできなかった。それゆえ、本件請求は、譲渡抵当権の訂正を求める訴訟と同一の事件から生じたものではなかったのであり、事実審裁判所が、Burgess の主張を排斥し、権原の確認を求める請求原因において、CitiMortgage の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容したのは誤りではなかった・・・。

B. 必要的併合

MCR2.203(A) 項は、次のように定める・・・。『MCR2.203(A) 項との関係において、二つの請求が同一の取引または事件から生じたかどうかを判断するためには、既判事項の原則が適用されるべきである』⁽⁷⁾。したがって、先に議論されたのと同じ理由に基づき、請求原因 1 は、2012 年の訴訟において併合することができなかった・・・。控訴棄却』。

ミシガン裁判所規則 2.203(A) 項の必要的請求併合のルールによれば、原告は、同一の事件から生じた被告に対して有する数個の請求を併合して提起することを要求され、前訴で併合されなかった請求に基づく後訴の提起は、遮断されることになる。本件では、原告が被告に対して提起した譲渡抵当権の訂正を求める前訴請求と、原告が被告に対して提起した当該不動産に対する権原の確認、及び Casey が 2004 年に設定した譲渡抵当権の継続的な存在の確認を求める後訴請求とが同一の事件から生じ、それゆえ原告は両請求を前訴において併合して提起することを要求され、その結果、前訴において併合されなかった請求に基づく後訴の提起は遮断されるかどうかの問題となった。この点について、控訴裁判所は、まず、両請求が同一の事件から生じたかどうかの判断基準として、

(7) Garrett, *supra* note (4), 314 Mich. App. at 451.

同一証拠のテストではなく、同一事件のテストを適用することを指摘した。その上で、原告の権原及び譲渡抵当権の確認を求める後訴請求は、譲渡抵当権の訂正を求める前訴請求に関する訴訟が解決した後に生じたことから、譲渡抵当権の訂正を求める前訴請求と、原告の権原及び譲渡抵当権の確認を求める後訴請求とは、事実関係を異にする部分があること、及び後訴請求は前訴請求に関する訴訟が解決した後に生じたため、両請求が生じた時間（時期）が異なっており、それゆえ、両請求は同一の事件から生じたものではなかったと結論付けた。したがって、本件においては、必要的請求併合のルールは適用されないの
で、原告の本件請求は、遮断されないと判示したものと考えられる⁽⁸⁾。

(42) Richard v. Frankenmuth Mutual Insurance Company⁽⁹⁾

2013年7月、Weiskirchは交差点を通過中、バイクを運転していたRichardと衝突した。対応した警察官は、Weiskirchが停止しなかったことによるものと判断した。Richardは、2014年3月、少額請求部に訴えを提起し、その事故でバイクが破損し、かつ人損を生じた、と主張した。Richardは、バイクについて衝突保険に加入しておらず、その保険額は、バイクの1000ドルの評価額の4分の1になったであろう、と説明した。その結果、Richardは、900ドルの賠償額を請求した、なぜなら、そのバイクは100ドルでしか売却できない、と予想したからである。Richardは、960ドルの賠償額を認容する判決を得た(900ドルの賠償額と60ドルの費用)。

その後、Richardは、2014年7月に、被告WeiskirchおよびFrankenmuth Mutual Insurance Company (Frankenmuthと表示) に対して巡回裁判所に訴えを提起し、その衝突から生じた請求を求めた。Richardは、Weiskirchの過失により頸部損傷が生じたまたは悪化し手術を要した、と主張した。Richardは、Frankenmuthに対する2個の請求のうち1個について訴えを取り下げることに同意し、かつその後、Frankenmuthは、残りの請求についてRichard

(8) 前訴の段階では、まだ後訴請求は生じていなかったため、原告は、前訴において当該後訴請求を提起することができなかったのであり、そもそも原告に請求不併合に対する帰責性が存在せず、したがって、原告は、前訴とは別の事件から生じた当該請求に基づく後訴を提起することができる、と判示したものと考えられる。

(9) WL5616184(2017).

と和解した。Frankenmuth は、本件控訴の当事者ではない。

Weiskirch は、MCR2.116(C)(7) (前訴判決) および(C)(8) (請求の不陳述) に基づき正式事実審理に基づかない裁判の申立てを行った。Weiskirch は、既判事項の原則とコラテラル・エストoppelが巡回裁判所における訴訟を遮断する、なぜなら、少額請求訴訟は、同一の〔事件から生じた〕請求⁽¹⁰⁾と同一の当事者を含んでいたからである、と主張した。Richard は、この申立てを争った。巡回裁判所は、MCR2.116(C)(7) (前訴判決) に基づき、正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した。なぜなら、既判事項の原則が Weiskirch に対する後訴を遮断するからである、と。巡回裁判所は、少額請求判決は、その訴訟を本案について判断した終局判決であり、かつそれは Richard と Weiskirch を含んでいた、と判断した。巡回裁判所は、Richard は、少額請求訴訟において Weiskirch に対する人損に基づく請求を提起することができた、と判示した。この判決に対して、原告が控訴。控訴裁判所は、以下のように判示して、原判決を取り消し差し戻した。

「当裁判所は、正式事実審理に基づかない裁判を認容した巡回裁判所の裁判と、既判事項の原則の問題について覆審的に審査する・・・⁽¹¹⁾。当事者は、Richard のバイクに対する損害を認容した少額請求判決が、Weiskirch に対する人損を根拠とする Richard の巡回裁判所での後訴を遮断するかどうかを争っている。既判事項の原則が後訴を遮断するのは、以下のような場合である。すなわち、前訴が本案について裁判され、かつ終局判決により終了したこと、両訴が、『同一の当事者または彼らの関係人』を含んだこと、および後訴で提起された問題が、『前訴において解決され、または解決することができたものであること』、である⁽¹²⁾。無過失責任法は、五つの例外を除き、自動車の『所有、維持または使用から生じた』不法行為責任を撤廃しており (MCL. 500.31235 (3))、一般に『小規模不法行為』とよばれている⁽¹³⁾。第5番目の例外は、もし、『そ

(10) [] 内は、筆者が追加した。

(11) Adair v. State, 470 Mich. 105, 119; 680 N.W.2d 386(2004).

(12) Adam v. Bell, 311 Mich. App. 528, at 532; 879 N.W.2d 879(2015).

(13) Kaiser v. Smith, 188 Mich. App. 495, 496; 470 N.W.2d 88(1991) (初期の実質的に類似した規定を審査)。

の損害に保険が掛けられていないときは』、自動車に対する 1000 ドル未満の損害賠償を許容している (MCL. 500.31235(3)(e))。無過失責任法は、自動車の定義からバイクを除外している (MCL. 500.3101(h)(i))。それゆえ、当裁判所は、原告は、バイクに対する損害賠償を求める権利を有しない、と判断した⁽¹⁴⁾。

その制定法は、当事者が少額請求部に自動車に対する 1000 ドルまでの損害賠償を求める訴訟を提起するよう促している (MCL. 500.31235(4)(c))。当該制定法はさらに、このタイプの損害賠償を認める判決は、『その訴訟と同一の事件から生じた他の責任を判断する訴訟手続において既判事項とはならない』、と定めている (MCL. 500.31235(4)(d))。MCL. 500.31235(4)(d) の明確な規定を分析して、当裁判所は、その規定は、少額の財産上の損害賠償を求める訴訟原因と、同一の自動車事故から生じたその他の請求とを別個のものとする立法者の意思を示している、と判断した⁽¹⁵⁾。したがって、MCL. 500.31235(4)(d) の規定は MCR2.203(A) 項の必要的請求併合のルールと矛盾せず、そのルールは、少額請求訴訟には適用されないのである⁽¹⁶⁾。

本件では、当事者は、少額請求部が、Richard に損害賠償を認めたことにより誤った判断を下したことを認めている、なぜなら、バイクは、自動車ではないからである。それにもかかわらず、Richard は、MCL. 500.31235(4)(d) の規定により、巡回裁判所は、既判事項の原則を人損を根拠とする訴訟に適用することは認められない、と主張する。少額請求部は、Richard に損害賠償を認めたことにより誤った判断を下したであろうが、その瑕疵を是正することはできない、なぜなら、それは、上訴することができないからである⁽¹⁷⁾。少額請求部は、MCL. 500.31235(3)(e) の規定に基づき手続を進行させたように思われるので、当裁判所は、MCL. 500.31235(4)(d) の規定を適用して、Richard のバイクに対する損害賠償を認めた少額請求判決は、人損を理由とし

(14) Nerat v. Swacker, 150 Mich. App. 61, 64; 388 N.W.2d 305(1986).

(15) Kaiser, *supra* note (13), 188 Mich. App. at 498.

(16) *Id.* at 499.

(17) See MCR4.305(B); Schomaker v. Armour, Inc., 217 Mich. App. 219, 226; 550 N.W.2d 863(1996) (監督的統制を求める令状の発給を却下した巡回裁判所の裁判を支持した。なぜなら、令状を求める訴えは、少額請求判決に対する不適法な中間上訴だったからである)。

て Richard が Weiskirch に対して巡回裁判所に提起した後訴を遮断しないものと判断する。それゆえ、巡回裁判所は、前訴判決を根拠として正式事実審理に基づかない裁判を認容したことは誤っていた。当裁判所は、原判決を取り消し差し戻す。当裁判所は、管轄権を保持しない。

本件では、原告 Richard が、被告 Weiskirch に対して彼のバイクの損害に対する賠償を求めて少額請求裁判所に前訴を提起し、認容判決を受けた後、身体に対する損害を理由として被告に対してその賠償を求める後訴を提起した場合、原告が巡回裁判所に提起した後訴は、既判事項の原則または規則 2.203(A)の必要的請求併合のルールに基づき、遮断されるかどうかの問題となった。

そこで、この点について検討すると、原告の物損に対する損害賠償の請求と、原告の人損に対する損害賠償の請求は、いずれも原告被告間の交通事故から生じたものであり、両請求とも同一の事件から生じたものであるから、原告が人損に対する損害賠償を求める後訴を提起することは、既判事項の原則または規則 2.203(A)の必要的請求併合のルールに基づき、遮断されるようにも考えられる。

しかし、原告が彼のバイクの損害に対する賠償を求めた前訴は、少額請求裁判所に提起されたものであるところ、少額請求裁判所では、比較的少額の請求に管轄権が限定され、簡易、迅速かつ経済的な紛争解決方法を提供することを目的とした手続が適用される。したがって、もしこのような場合に、必要的請求併合のルールが適用されるとすれば、その訴訟の訴額が増加する結果、その訴訟が少額請求手続の管轄の上限を超え、原告は、少額請求手続を利用できなくなってしまう恐れがあり、その結果、簡易迅速な紛争の解決が困難になる可能性がある。それゆえ、このような場合は、前訴での原告の請求不併合に対する帰責性は存在せず、必要的請求併合のルールは適用されないので、原告は、前訴において被告に対して有するすべての請求を併合する義務を負わないと解される⁽¹⁸⁾。

なお、本件では、少額請求裁判所において提起された前訴において、誤った

(18) See *Cascioli v. Surfside Intern., L.L.C.*, WL 504686(Mich.App. 2008). この判例については、拙稿「民事訴訟における必要的請求併合のルール(3)—ミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルールを中心として—」駒澤法曹第13号25頁以下(2017年)を参照。See also CORRIGAN, GIVON ET AL., MICHIGAN PRACTICE GUIDE: CIVIL PROCEDURE BEFORE TRIAL, § 5:229(2006) (必要的請求併合のルールは、少額請求事件には適用されない)。

制定法の規定に基づき裁判がなされているが、基本的には上記の趣旨が妥当するものと考えられ、当該制定法自体も、少額請求裁判所においてこの種類の損害賠償を認める判決は、「その訴訟と同一の事件から生じた他の責任を判断する訴訟手続において既判事項とはならない」と定めている点が注目される⁽¹⁹⁾。

(43) *Lichon v. Morse*⁽²⁰⁾

本件の事実関係は、次の通りである。

A. *Lichon* 事件

Lichon 事件は、*Lichon* が *Morse* 法律事務所において受付係として働いていた間に、*Lichon* に対してなされた *Morse* の性的暴行およびセクハラから生じた。*Lichon* は、*Morse* が頻繁に嫌なまたは性的な内容の不快な発言または行為によりセクハラを行った、と主張している。*Lichon* は、*Morse* が何度も、彼女の同意なしに性的に彼女の身体に触れることにより、勤務時間中に彼女に対して性的な暴行を加えた、と主張している……。 *Lichon* は、上司および *Morse* 事務所の人事部にその点を訴えたが、何らの措置もとられず、セクハラ行為が続いた。2017年2月17日、*Lichon* は、職業上の能力の不足を理由として、*Morse* 事務所を解雇された。

2017年5月24日、*Lichon* は、*Morse* 事務所および *Morse* 個人に対して、4つの請求原因に基づく訴えを提起した。*Lichon* は、*Morse* 事務所および *Morse* に対して、*Elliott Larsen Civil Rights Act (ELCRA)* および *MCL37.2101 et seq.* に違反して、職場でのセクハラが行われたことを主張し、*Morse* に対して性的脅迫および暴行を主張し、*Morse* 事務所および *Morse* に対して過失または故意の精神的苦痛を主張し、*Morse* 事務所および *Morse* に対して過失、重過失、みだらかつ意図的な不法行為を主張した。2017年5月26日、*Lichon* は、最初の訴え変更の書面を提出して、*Morse* 事務所および *Morse* に対して 民事上の共謀を根拠とする第5の請求原因を追加し、被告らは原告が訴えを提起しないように脅迫し、圧力をかけ、または説得し強制しようとした、と主張した。答弁書の提出に代え、被告らは、却下と仲裁強制の申立てを行い、彼女の雇用の条件として、*Lichon* は、必要的紛争解決手

(19) *See* MCL. 500.31235(4)(d).

(20) 327 Mich. App. 475, 933 N.W.2d 506(2019).

続に関する合意書 (MDRPA) に署名しており、その合意書は、Lichon が彼女の請求を仲裁に付することを要求している、と主張した。Lichon の請求は、Morse 事務所との雇用およびその終了から生じたので、MCR2.116(C) (7) および MCR3.602 に従い、被告らは、Oakland 巡回裁判所が Lichon に対して「もっぱら必要的かつ拘束力を有する仲裁の方法で、彼女の請求を行うよう強制し、かつ本件訴えを却下するよう」求めた・・・。Lichon は、次のように答弁した。すなわち、彼女の請求は Morse 「により受けた性的脅迫およびセクハラ」に関連した請求であり、したがって、Morse 事務所での「彼女の雇用および解雇から生じた」ものではない、という主張がなされた。Lichon は、単に性的暴行が勤務中に生じたというだけでは、それが原告の雇用に関連していることを意味するわけではなく、かつ、とりわけ、「性的暴行の犠牲者であることは、Lichon の受付係としての彼女の雇用上の義務とは何ら関係がないのであり、かつ予測しうるような雇用上の結果ではない」、と主張した。彼女はさらに、実際、仲裁合意は「有効ではなくかつ法的強制力を有しない・・・。その合意は法律問題として法的強制力を有しない、なぜなら、本件において主張されている請求との関係では、その合意は不当であり、偽装的でありかつ公益に反するからである」、と主張した。それゆえ、Lichon は、彼女の請求を仲裁に付することを要求されない、と主張した。

Oakland 郡裁判所は、2017 年 6 月 21 日、被告らの申立てに基づき、審理を行った。当事者らは、準備書面により頻繁に主張を行った。審理の最終期日において、裁判所は、被告らの申立てを認容し、記録によれば次のように結論付けた。すなわち、当裁判所は、それは有効かつ強制力を有する仲裁合意であると考えている。当裁判所は、原告の請求のすべてが、密接に関連しあっており、それゆえそれらすべてが仲裁合意と職場の方針に含まれる、と考える。当裁判所は、また、個人としての Morse もまた、Michael Morse という彼女の使用者として仲裁合意の条項により拘束されるとも考えるので、被告らの正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容して、すべての請求を仲裁に付するものとする。同趣旨の裁判が 2017 年 6 月 22 日に登録された。Lichon は、再考慮の申立てをしたが、裁判所は、2017 年 8 月 18 日の裁判によりその申立てを却下した。本件控訴が提起された。

B. Smits I 事件

Smits I 事件および Smits II 事件は、同一の事実関係を共有しており、Smith が Morse 事務所においてパラリーガルとして勤務していた時に、Morse が Smits に対して行ったとされる性的暴行から生じた。2015 年 12 月、Morse 事務所は、ミシガン州デトロイトの Masonic Temple において、職員すべてのための社内のクリスマスパーティーを開いた。Smits によれば、パーティーの間中、Morse が彼女の背後から近づき、他の二人の上席弁護士の前で、彼女の胸をつかんだ。Smits は、すぐに、彼女の胸から Morse の手を払った。2016 年 1 月、Smits は、Morse 事務所の人事部にその出来事を報告した。しかし、人事部の担当者は、Smits に対して、「彼女の第一の優先順位とは、Morse の名誉を守ることである」、と発言した。次に、Smits は、Morse が彼女に性的暴行を加えたことを証言した弁護士の一人に彼女の懸念を表明した。その弁護士は、「どうしたらよいのか、あなたは Michael がどういう人物か知っていますね」、と答えた。2016 年 2 月、Smits は、Morse 事務所の多くの監督的立場にある従業員に対してメールを送信し、彼女はクリスマスでの出来事のため事務所での快適な業務が行えず、退職届を提出することを伝えた。Morse 事務所退職後、事務所所属の弁護士が彼女に連絡をし、もし彼女が非開示の合意書に署名すれば、Morse 事務所が 2 週間分の支払の用意がある旨を伝えた。Smits は、その申出を断った。その後、Morse が個人的に Smits に連絡をし、彼女に対して、法曹界での彼のコネを使えば、Smits が職を見つけられないようにすることもできるから注意するように、と述べた。

2017 年 5 月 30 日、Smits I 事件において、Smits は、Morse 事務所および Morse 個人に対して、4 つの請求原因からなる訴えを提起した。Smits は、Morse 事務所および Morse に対して ELCRA に違反した職場でのセクハラ、Morse 個人に対する性的脅迫および暴行、Morse 事務所および Morse 個人に対する過失または故意の精神的苦痛、Morse 事務所および Morse 個人に対する過失、重過失、みだらかつ意図的な不法行為を主張した。答弁書の提出に代え、被告らは、MCR2.116(C) (7) に基づき有効な仲裁合意が存在することを主張し、または選択的に、MCR2.116(C) (7) に基づき出訴期間が経過したことを主張して、正式事実審理に基づかない裁判を申し立てた。要するに、被告らは、Smits の訴え（請求）は MCR2.116(C) (7) に基づき却下されるべきであ

る、なぜなら、Smits は、「解雇に関する規律、解雇、差別、および州もしくは連邦上の雇用もしくは労働法を含め（それらには限られない）、雇用に関するすべての事項を仲裁に付する有効かつ強制力ある合意書」に署名したからである、という理由によるものであった。選択的に、被告らは、Smits の請求は、MCR2.116(C) (7)に基づき却下されるべきである、なぜなら、Smits は、彼女の雇用の一部として出訴期間の短縮に合意したのであり、その期間が経過したからである、と主張した・・・。Smits は、これに対して、性的暴力に基づく請求は、MDRPA の範囲に該当するような彼女の雇用に関係するものではない、と答弁した。同様に、Smits は、「出訴期限法を短縮する雇用方針マニュアルは、Morse 事務所における雇用と関連する請求または訴訟にのみ適用される」、と主張した。Smits はさらに、彼女の請求は彼女の雇用と関係するものではなく、もっぱら Michael Morse の性的暴行から生じたので、仲裁の条項と雇用方針マニュアルは、彼女の請求には適用されない、と述べた・・・。

Wayne 郡巡回裁判所は、2017 年 7 月 6 日、被告らの申立てに関する主張を審理した。審理の最後に、裁判所はその問題について検討を行い、書面による意見および裁判を言い渡すことを表明した。2017 年 7 月 18 日、裁判所は、被告らの申立てを認め、この事件を仲裁に付する旨の書面による意見および裁判を登録した。裁判所は、Smits が署名した MDRPA は、「有効かつ法的強制力を有する合意であり、債務の約因および相互性により支持される」、と結論付けた。さらに、裁判所は、Smits 自身が立証した「訴えに示された主張」を前提とすれば、彼女の請求は、彼女の雇用に関連しており、かつそれゆえ MDRPA が適用される、と述べた。したがって、裁判所はこの事件を仲裁に付することを命じ、かつそのような仲裁裁定を執行する範囲においてのみ管轄権を保持した。Smits は、再考慮の申立てを行った。裁判所は、2017 年 11 月 3 日付の裁判でこの申立てを却下した。本件控訴が提起された。

C. Smits II 事件

Smits II 事件は、Smits I 事件と同一の一連の事実から生じた。しかしながら、Smits II 事件では、2017 年 7 月 25 日、Smits は、もっぱら Morse 個人に対して 3 個の請求原因に基づく訴えを提起し、性的脅迫および暴行、過失または故意の精神的苦痛、および過失、重過失、みだらかつ意図的な不法行為を主張した。答弁書の提出に代え、Morse は、MCR2.116(C) (7) に従い却下の申立てを

行い、Smits の訴えは不利益を伴い却下されるべきである、なぜなら、それは、既判事項の原則、コラテラル・エストッペルの原則、仲裁合意、および（または）6カ月の契約上の出訴期間により遮断されるからである、と主張した。これに対する答弁書において、Smits は、Smits I 事件における Wayne 郡巡回裁判所の裁判は、管轄権上の理由により訴えを却下したのであるから、それは本案に関する裁判ではなく、それゆえ、彼女は、Morse 個人に対して本件訴訟を提起することを遮断されない、と主張した。Smits は、Morse は MDRPA に署名しなかったので、Morse と Smits との間には仲裁を行うものとする何らの有効な契約上の合意も存在せず、また「そのような契約が存在しなければ、Smits は、裁判所において彼女の権利を立証する権利を有する」、と主張した。

Wayne 郡巡回裁判所は、2017年9月29日、Morse の申立てに関する主張を審理した。法廷で (from the bench) 判決を言い渡し、裁判所は、次のように判示した。すなわち、前訴は本訴と同一の当事者を含んでおり、また Smits は、本件におけるいずれの請求も「前訴において主張されたのと同じ取引または事件から生じた」ことを認めているので、既判事項の原則および必要的併合のルールが後訴を遮断する。したがって、Morse の正式事実審理に基づかない裁判の申立ては、MCR2.116(C) (7) に従い認容され、なんらの費用、手数料も制裁も課されない。同趣旨の裁判が2017年10月2日に登録された。事件番号340513の控訴が提起された。

Lichon 事件 (事件番号 341082 事件)、Smits I 事件 (事件番号 341082 事件)、および Smits II 事件 (事件番号 340513 事件) については、控訴裁判所により、2017年12月27日の命令に基づき弁論の併合が行われた⁽²¹⁾。当事者らは、控訴審において一体化された意見書を提出しており、控訴裁判所は、可能な限り同時に事件の本案について取り扱うものとした。

控訴裁判所の Jansen 裁判長は、Lichon 事件 (事件番号 339972 事件) において、Oakland 巡回裁判所の 2017年6月22日付けの書面による意見および裁判を取り消し、当裁判所の意見にしたがった訴訟手続のために差し戻すものとし、Smits I 事件 (事件番号 341082 事件) において、Wayne 巡回裁判所の 2017年7月18日付けの書面による意見および裁判を取り消し、当裁判所の意

(21) Lichon v.Morse, unpublished order of the Court of Appeals, *entered* December 27, 2017(Docket Nos. 339972, 340513 and 341082).

見にしたがった訴訟手続のために差し戻すものとし、Smits II 事件（事件番号 340513 事件）において控訴を棄却し、次のように判示した。

「I. 省略

II. MDRPA（必要的紛争解決手続に関する合意書）における『雇用に関連した』行為

事件番号 339972 および 341082 において、原告らは、最初に、MDRPA は仲裁の範囲を、原告らの雇用に『関連した』請求のみに限定しており、また雇用者または監督者から受けた性的暴行は彼らの雇用とは関連付けられないので、MDRPA は、Morse および Morse 事務所に対する彼らの請求には適用することができない、と主張する。当裁判所は、この主張に同意する……。Bienenstock & Assocs, Inc. v. Lowry 事件⁽²²⁾において、当裁判所は、仲裁合意は当事者間の契約上の問題を提示するものであり、それらの当事者は仲裁人への仲裁に付すことを合意しなかった問題を仲裁に付することを要求されない、と説明した。特に、裁判所は、次のように述べた。すなわち、『仲裁とは、もっぱら当事者間の契約問題にすぎない。すなわち、それは、当事者が仲裁に付すことを合意したそれらの紛争（まさに、それらの紛争のみ）を解決するための方法である』……。言い換えれば、『仲裁とは契約の問題であり、当事者は、彼が付託に合意していないいかなる紛争も、仲裁に付託することを要求されえない』……。『この試みにおいては、他の契約と同様、当事者の意図が重要である』⁽²³⁾……。わが最高裁もまた、仲裁合意の適用を回避しようとする当事者は、『彼または彼女の請求が仲裁合意の範囲外であることを証明する』責任を負うと、判示した⁽²⁴⁾。

原告らと Morse 事務所との雇用がなければ、性的暴行は生じなかったであろうという事実にもかかわらず、当裁判所は、性的暴行の主張は、雇用とは関連付けることはできない、と結論付ける。Lichon および Smits と Morse 事務所との雇用がなければ性的暴行が生じなかったという事実は、MDRPA と Morse が行なったと主張される性的暴行との十分な関係を提供しない。明確

(22) 314 Mich. App. 508, 515, 887N.W.2d 237(2016).

(23) 仲裁合意について引用された判例は、省略した。

(24) Lebenbom v. UBS Fin.Servs., Inc., 326Mich. App.200, 211; 926 N.W. 2d 865(2018), 2018WL5275314, citing Altobelli v. Hartman, 499 Mich. 284, 295; 884N.W.2d 537(2016).

に述べれば、Lichon および Smits の性的暴行の主張は、それぞれ受付係およびパラリーガルという彼女らの地位とは関連性がない。さらに、いかなる場合でも、性的暴行は、法律事務所における予見することのできる雇用の結果ではありえない。したがって、巡回裁判所が、これらの訴訟を却下し原告らの請求を仲裁に付することを強制することを求める被告らの申立てを認容したのは誤っていた。Lichon および Smits は、当州の裁判所において彼女らの請求について訴訟を進行することを許されなければならない。なぜなら、それらの請求は、MDRPA の範囲外にあるからである⁽²⁵⁾。上司からうけた性的暴行および強迫が雇用と関連した行為であるかどうかという本件争点は、ミシガン州において先例のない争点である。当事者らは、各自の立場を立証するため多くの先例を提出したが、大抵のものが参考的法源であり、直接の争点に関するものではない。それゆえ、当裁判所は、本件の結論にとり重要なのは、どのような個人も彼または彼女の性的暴行の主張を仲裁に付することを強制されるべきではないという強い公的政策であることを指摘する。当裁判所は、『当州の一般的な政策は、仲裁に好意的である』ことを認めるが⁽²⁶⁾、二当事者が、ひどいかつ犯罪の可能性のある行為をめぐる紛争について、認識的かつ自発的に仲裁に付する旨合意するというような考え方は、想定できない……。本件の事実関係の下において被告にMDRPAの強制を認めることの効果とは、性的暴行の被害者を沈黙させ、虐待者に密かにこれらの請求について迅速に解決するという文化を効果的に永続させることであろう。ミシガン法は、そのような結果を受け入れないのである……。

Ⅲ. 既判事項の原則及び必要的併合

事件番号 340513 において、Smits は、Wayne 郡巡回裁判所が Smits II 事件を却下したのは誤っている、と主張する。とりわけ、Smits は控訴審において、裁判所は Smits I 事件について、本案に関する裁判をしたのではなく、その事件を仲裁に付すように命じることにより、管轄権上の根拠に基づいて訴えを却下したので、既判事項の原則または必要的併合を根拠とする却下は、『極めて不適切である』と主張する……。

(25) Bienenstock & Assoc., Inc., *supra* note (22), 314 Mich. App. at 515, 887 N.W.2d 237.

(26) *Detroit v. A. W. Kutsche & Co.*, 309 Mich. 700, 703, 16 N.W.2d 128(1944).

本件において、巡回裁判所は、もっぱら既判事項の原則に基づいてのみ Smits II 事件を却下したのではなかった。そうではなく、裁判所は、Smits II 事件を却下する際、既判事項の原則および必要的併合のルールをも引用した。既判事項の原則について、わが最高裁は、Adair 事件において、以下のように説明した。すなわち、既判事項の原則は、同一の訴訟原因を争う複数の訴訟を遮断するために使用される。その原則は、以下のような場合に後訴を遮断する。すなわち、(1) 前訴が本案について判断されたこと、(2) 両訴が同一の当事者または彼らの関係人を含むこと、および (3) 後訴における事項が前訴において解決されまたは解決することができたこと、である⁽²⁷⁾。当裁判所は、既判事項の原則に対する広いアプローチを採用したのであり、その原則は、すでに争われた請求だけではなく、同一の事件から生じ、当事者が適切な注意を払えば提起することができたが提起しなかったすべての請求をも遮断する⁽²⁸⁾。

これに関連して、必要的請求併合のルールは、MCR2.203(A) 項に規定されており、次のように定める・・・。『MCR2.203(A) 項との関係において、二個の請求が同一の取引または事件から生じたかどうかの判断については、既判事項の原則が適用されるべきである』⁽²⁹⁾。Smits II 事件では、Smits は、Morse 個人に対して、性的脅迫および暴行、過失または故意の精神的苦痛、および過失、重過失、みだらかつ意図的な不法行為を主張して、訴えを提起した。Smits II 事件での Smits の Morse に対する請求は、Smits I 事件での Smits の Morse に対する請求とほとんど同一であり、かつ実際に、同一の事件から生じた。それゆえ、すでに議論されたように、個人としての Morse に対する Smits の請求は存続しているので、既判事項の原則は適用されない。しかしながら、巡回裁判所は、MCR2.203(A) 項に規定されるように、必要的併合のルールが Smits II 事件における請求を遮断する、と正当に結論付けた。したがって、裁判所が Smits II 事件における請求を却下した点に誤りはなかった・・・』。

本件では、Lichon 事件は、1 審で仲裁合意により不適法とされたため、控

(27) Sewell v. Clean Cut Mgt., 463 Mich.569, 575, 621 N.W.2d 222(2001).

(28) Dart v. Dart, 460 Mich. 573, 586, 597 N.W.2d 82 (1999).[Adair v. Michigan, 470 Mich. 105, at 121, 680N.W.2d 386(2004)].

(29) Garrett v. Washington, 314 Mich.App.436, at 451, 886 N.W.2d 762(2016).

訴がなされた（控訴審では、当該請求は仲裁合意の対象に含まれないとし、訴訟審理のため1審に差し戻された）。Smith I事件（先行訴訟）も、1審で仲裁合意により不適法とされたため、控訴がなされた（この事件においても、控訴審では、当該請求は仲裁合意の対象に含まれないとし、訴訟審理のため1審に差し戻された）。Smith II事件は、Smith I事件（先行訴訟）が控訴審に係属中に、ほぼ同一の請求に基づき提起された後発訴訟であり、第1審で不適法として却下されたため原告により控訴され、これら三個の訴訟の弁論が控訴審において併合されて審理された事件である。そこで、先行訴訟としてのSmith I事件に係属中に、後発訴訟として提起されたSmith II事件が適法であるかどうかが問題となった。

規則 2.203(A) 項に基づく必要的請求併合のルールは、原告が、同一の事件から生じた被告に対して有する数個の請求を単一の訴訟において併合して提起することを要求する。そこで、まず第一に、原告が、同一の事件から生じた一つの請求に基づいて訴えを提起し、その訴訟が終結した後に、同一の事件から生じた他の請求について後訴を提起することは遮断されることになる。また、第二に、原告が、同一の事件から生じた一つの請求に基づいて訴えを提起し、その訴訟の係属中に、原告が同一の事件から生じた他の請求に基づいて別訴（後発訴訟）を提起することは、重複訴訟に該当し、不適法として却下されることとなる。本件では、控訴裁判所は、Smith II事件は、Smith I事件と同一の事件から生じたが、Smith I事件の請求については本案の判断がなされていないため、既判事項の原則の適用はないとしつつ、必要的併合のルールが適用され、却下されるものと判示した。この判決は、必要的請求併合のルールは同一の事件から生じた請求について重複して複数の訴訟が提起された場合にも、重複訴訟を禁止する趣旨から適用されるので、後発訴訟であるSmith II事件が却下されると判示したものと考えられる。もっとも、本件では、後発訴訟であるSmith II事件において提起された請求は、先行訴訟であるSmith I事件における訴訟においてもすでに提起されており、その意味で、狭義の重複訴訟に該当するものとして、不適法却下することもできたものとも考えられる。

(44) *Rodgers v. Auto Owners Insurance Company* ⁽³⁰⁾

(30) WL 6888642(2019).

本件控訴は、2014年6月24日の自動車事故から生じたものであり、この事件では、Michael Allen Curtisの運転する車が、横断報道を通行中の原告をはねた。原告が、肋骨骨折、軽度の肩甲骨骨折、及び脳の硬膜下血腫を被った事実については、争いが無い。原告は、被告である無過失責任保険の保険者に対して本件訴訟を提起し、宣言的判決と損害賠償を求めた。原告の訴状は、二つの請求原因を主張していた。第1の請求原因は、被告が、医療上必要でありかつ相当なサービスに対する無過失責任保険(PIP)上の給付金の支払を拒否したと主張した。原告は、事実審裁判所に対して、被告が無過失法の規定及び被告の保険証券の条項に従うことを求める宣言的判決を登録すること、及び原告に対して、認知症を含めこれに限定されない医療上の疾患に対する無過失責任保険(PIP)上の給付金を提供するよう求めた。第2の請求原因は、原告が、医療費、賃金損失、家事交代費、訪問介護費およびその他の被告が支払義務を負う費用を負担した、と主張した。

原告は、またCurtis及び被告に対して、前訴を提起していた(事件番号LC No. 15-005400-NF)。当該前訴において、原告は、Curtisに対して過失を理由とする請求を主張し(第1の請求原因)、被告に対して無保険運転車保険上の給付金の支払を求め(第2の請求原因)、また無過失責任保険(PIP)上の給付金の支払(第3の請求原因)を求めた。被告が双方の訴状に対して答弁書を提出した後、事実審裁判所は、事実審理を除いたすべての事項との関係で、両事件を併合するものとする合意に基づく裁判を登録した。当該事件(事件番号LC No. 15-005400-NF)についての5日間の審理の後、当該審理は2017年11月20日に終結し、陪審は、(1)当該事件により原告がかつて罹患していた認知症が悪化したものと判断し、(2)原告に対して、正当な訪問看護費用について38,495.50ドルを付与した。

その後、原告は、MCR2.116(C)(7)及び(C)(10)に基づき、本件において正式事実審理に基づかない裁判を申し立て、原告は、既判事項の原則及びコラテラル・エスツッペルに基づき正式事実審理に基づかない裁判を申し立てる権限を有する、なぜなら事件番号LC No. 15-005400-NF事件における陪審が、以前から存在した原告の認知症が本件事故により悪化したと結論付け、被告は原告の認知症と本件自動車事故との関係を争うことができないからである、と主張した。原告は、次のように主張した。すなわち、前訴で言い渡された陪審の評

決の結果として、Auto Owners Insurance Company は、すべての医療費の支払も含め、原告の認知症に関係して当然に必要なとされる医療費を支払うとともに、原告が自宅で必要とする介護や管理費について支払う責任を負うに至った。

とりわけ、原告は、コラテラル・エストッペルの原則によれば、紛争上の重要な争点はすでに争われかつ判断された、なぜなら、前訴における陪審が、(1) 原告の認知症は自動車による衝突事故と関連しており、また (2) 原告が求めた無保険運転車保険上の給付金は当然に必要なであった、と判断したからである、と主張した。原告はまた、既判事項の原則に基づき正式事実審理に基づかない裁判を言い渡すことが適切である、なぜなら、両訴訟には同一の核心的問題、すなわち、原告の認知症が自動車の衝突と関係しているという問題が含まれているからである、と主張した。原告は、陪審審理の後、1週間につき各24時間分の介護費用の支払を求める介護費用に関する宣誓供述書を被告に提出したが、そのようなサービスは医療上必要であるにもかかわらず、被告は支払請求に応じなかった、と主張した。原告よれば、陪審は、その事故が原告の認知症を悪化させかつ寄与したのであり、コラテラル・エストッペル及び既判事項の原則により、被告は、原告の介護サービス費用を支払う責任を争うことができないのである。原告は、その申立てを裏付けるため、2016年4月11日及び12日に原告について神経心理学的評価を行った2016年4月20日のBradley G. Sewick 医師の報告書を提出した・・・。

被告は、原告の申立てに対する答弁書を提出し、既判事項の原則またはコラテラル・エストッペルの適用により、被告が、24時間対応の介護を受けることができるとの原告の権利及び無過失責任保険上の給付を受けることができるとの原告の権利を争うことを妨げられるという点を争った。被告は、前訴における陪審が、原告の認知症は本件事故により悪化したことは認めたが、この判決が、原告が24時間対応の介護のための無過失責任保険上の給付を受けることができるかどうかという問題を解決するという点を争った。被告によれば、前訴判決は、将来の無過失責任保険上の給付になんら言及しておらず、また原告が審理において償還を求めた介護費用、及び彼女がそれに対して受領した38,495.50ドルは、2015年6月22日から2017年8月までの間に生じたものであった。被告はさらに、既判事項の原則は、実際には、原告の請求を遮断するため防衛的に使用されると主張し、それゆえ、MCR2.116(I)(2)に基づき被告

勝訴の正式事実審理に基づかない裁判を申し立てた。選択的に、被告は、原告が無過失責任保険上の給付として償還を求めることのできる24時間対応の介護を求めたかどうかという事実に関する問題が存在しており、その点は原告勝訴の正式事実審理に基づかない裁判を妨げるものである、と主張した。

事実審裁判所は、原告の申立てを認容し、次のように述べた。すなわち、…前訴の判決文における命令及び陪審の評決書は、原告が認知症を悪化させかつ深刻化させる身体上の損傷を被ったこと、及び原告の介護、費用償還またはリハビリテーションからなる正当な費用が対象とされていることを示している。本件では、原告の担当医師により提出されかつ署名された介護は、この要件を満たしている。私は、既判事項の原則及びその要件が、本件について充足されていると考える。認知症が本件事故により被った損傷におり悪化させられたのであり、またその病気は進行性疾患であり、医師の推薦する24時間対応の介護及び時間を要するのである。したがって、私は、その申立てを認容する。正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した事実審裁判所の裁判は、関連した部分として、次のような内容を言い渡している。すなわち、裁判所は上記事項について十分に熟慮し、次のように認定する。すなわち、(1)原告の認知症は、2014年6月24日に発生した自動車の衝突により悪化しかつ深刻なものとなり、また、(2)原告は、事故の結果被った認知症について、毎日24時間の介護を要求する。これに対して、被告が、控訴した。

控訴裁判所は、既判事項の原則を根拠とした事実審裁判所の原告勝訴の正式事実審理に基づかない裁判を取り消し、MCR2.116(I)(2)による被告勝訴の正式事実審理に基づかない裁判の登録のため、本件を事実審裁判所に差し戻して、次のように判示した。

「控訴審において、被告は、事実審裁判所が既判事項の原則に基づき原告勝訴の正式事実審理に基づかない裁判を言い渡したのは誤っている、と主張する。当裁判所は、この見解を採用する。

わが最高裁判所が説示したように、既判事項の原則の重要な目的とは、『同一の訴訟原因を争う多数の訴訟』を防止することである⁽³¹⁾。既判事項の原則が第二の後訴を遮断するためには、次の要件を充足することが必要である。す

(31) Adair v. Michigan, 470 Mich. 105, 121; 680 N.W.2d 386 (2004).

なわち、(1) 前訴が本案について裁判されたこと、(2) 両訴訟が同一の当事者またはその関係人を含むこと、及び (3) 第二の訴訟における事項が、前訴において判断されまたは判断することができたこと、である⁽³²⁾。わが最高裁は、既判事項の原則の適用について『広いアプローチ』を採用したのであり、それによれば、既判事項の原則は、すでに争われた請求だけではなく、『同一の事件から生じた請求で、当事者が適切な注意を払えば、提起することができたが提起しなかったすべての請求』を遮断するのである⁽³³⁾。既判事項の原則の最後の要件との関係では、その原則は、『同一の事件から生じた』請求で、当事者が適切な注意を払えば、提起することができたが提起しなかったすべての請求を遮断する⁽³⁴⁾。『同一証拠』の基準と『同一事件』の基準について、裁判官と弁護士との間に混乱が存在したことに注目し、最高裁は、Adair 事件において、両者の違いを明らかにし、本件控訴審に関する関係で、ミシガン裁判所は、『広い事件の基準』を使用してきたので、審理すべき重要な事項とは、『本件における請求が前訴における請求が生じた事件と同一の事件の一部であるかどうかである』と説示した。とりわけ、裁判所は、次のように説明した。すなわち、ある事実の集合体が、既判事項の原則との関係で一つの事件を構成するかどうかは、それらの事実が時間、場所、原因、または動機の点で関連性を有しているかどうか、及びそれらが有用な審理の単位を構成しているかどうかを考慮して、実用的に判断されなければならない・・・⁽³⁵⁾。

事実審裁判訴におけるやや複雑な議論の中で、原告は、(1) 前訴の陪審は、事故後原告が被った外傷性脳損傷が、すでに存在していた彼女の認知症を悪化させたと判断し、かつ (2) Sewick 医師が、2016 年 4 月の診察の際に、原告に対して 24 時間の介護を推奨したので、原告が将来の介護費用の支払を受け、被告がその支払の義務を負うことは、明確に解決された、と主張した。当裁判所は、この主張を採用しない。

前訴での介護費の給付を求める原告の請求は、被告が原告に対する介護費

(32) *Id.*

(33) *Id.*

(34) *Id.* at 123.

(35) 46 AM. JUR. 2d, JUDGMENTS 533, p.801.[Adair, *id.*, 470 Mich. at 124(alternation in original)].

用の償還を止めた2015年6月22日から2017年8月までの間のものに限定されていた。前訴の判決における命令は、原告が介護費用の償還を求めることのできる異なった期間を明示しておらず、それに代えて、もっぱら、原告が38,495.50ドルの支払を受けることができるとのみ明示している。さらに、陪審が前訴において完成させた修正された評決書は、第2の質問において次のように述べていた。すなわち、『原告の事故による人損は、2015年6月22日から現在までに、2015年6月24日における自動車の所有、運転、維持管理（保守）、または自動車の使用から生じたものであったか』というものであった。陪審は、この質問を肯定した。それゆえ、原告が24時間の介護を受ける権利を有することが前訴において確定的に判断されたという原告の主張は、記録上の支持を見いだすことができない。なるほど、陪審が評決書の質問1(B)において、原告の自動車事故が認知症の悪化及び（または）増悪を引き起こしたことを認定したとしても、評決書や判決の命令はいずれも、原告が将来の24時間の介護費用の支払を要求しまたはその権利を有するとは述べていないのである。さらに、原告は、被告に対して、2015年6月、2015年8月から12月、2016年1月から12月、2017年1月から3月、2017年8月から12月、及び2018年2月の期間の介護書を提出した。前訴において評決がなされた後、2017年11月になって初めて、原告は、24時間の介護費用の償還を要求し始めた。原告の主張とは逆に、24時間の介護費用の償還を求める権利が前訴において解決されたと結論付ける何らの根拠も存在していない。

さらに、被告は、事実審裁判所において主張したように、むしろ本件では、既判事項の原則が、原告の請求を遮断するように適用される、なぜなら、原告は、24時間の介護について宣言的判決を求める請求を前訴において提起することができたからである、と主張しており、当裁判所は、この見解を採用する。本件訴訟及びLC No15-005400-NF事件の双方の原告の訴状は、両事件とも同一の事件（すなわち、2014年6月24日の自動車事故）から生じたことを示している。実際、前訴の訴状における第3の請求原因と、本件訴訟における第2の請求原因とは、実質的に同一である。両事件とも、原告の主張によれば自動車事故により悪化または増悪された認知症を理由に当然必要とされる介護費に関する被告からの無過失責任保険（PIP）上の給付金の提供を求めた。本件での24時間の介護費用の支払を求める原告の請求を、前訴において併合することができ

なかったというなんらの明白な理由も存在せず、またその請求は、原告の認知症に関連した無過失責任保険 (PIP) 上の介護に関する給付金の支払を求めたのである。おそらく訴訟戦術上の理由で、原告は (1) 本件訴訟と前訴を別個に提起し、かつ (2) 前訴において、本件事故が既存の認知症に影響を与えたとする有利な判断を受けるまで待って、それから原告が 24 時間の介護費用の支払を受ける権利を有するとの宣言的判決を求めるため本件訴訟を進行しようとしたように思える。そのような駆け引きこそが、まさに『同一の訴訟原因を争う多数の訴訟を防止する』という既判事項の原則の基礎にある目的に反するのである⁽³⁶⁾。さらに、原告が二つの別個の訴訟を進行することは、以下のように定める MCR2.203(A) 項の必要的併合のルールにも違反している・・・適切な注意を払えば⁽³⁷⁾、原告は、24 時間の介護の必要性について宣言的判決を求める請求を前訴において提起することができた。原告は、事実審裁判所において、前訴の審理の時点では、原告の家族構成員が原告に彼女が Sewick 医師を通じて必要とする 24 時間の介護を提供することができなかったと主張しているが⁽³⁸⁾、原告の家族構成員が利用できないことは、原告の 24 時間介護の必要性を決定するものではなく、それゆえ、原告が 24 時間の介護の必要性について宣言的判決を求める請求を提起することを妨げなかった・・・」。

本件では、原告は、Curtis との自動車事故を原因として、被告保険会社に対して、無保険運転車保険上の給付金の支払を求め (第 2 の請求原因)、また無過失責任保険 (PIP) 上の給付金の支払 (第 3 の請求原因) を求める前訴を提起し、原告に対して、正当な訪問看護費用について 38,495.50 ドルを付与する判決が言い渡された。その後、原告は、被告保険会社に対して、同一の自動車事故に基づき、事実審裁判所に対して、被告が無過失法の規定及び被告の保険証券の条項に従うことを求める宣言的判決を登録すること、及び原告に対して、認知症を含めこれに限定されない医療上の疾患に対する無過失責任保険 (PIP) 上の給付金を提供すること等を求める後訴を提起したため、この後訴が既判事

(36) Adair, *id.*, 470 Mich. at 121.

(37) Adair, *id.*, 470 Mich. at 121.

(38) 前訴の段階では、家族構成員に 24 時間介護をさせようとして、訴えにより請求しなかったが、結局できなかったという趣旨と思われる。

項の原則または規則 2.203(A) 項の定める必要的請求併合のルールに基づき遮断されるかどうかが問題となった。

必要的併合請求のルールは、原告が同一の事件から生じた被告に対して有する数個の請求を有するときは、原告はそれらすべての請求を単一の訴訟において併合して提起することを要求している。したがって、原告がそれらの請求の一つのみに基づいて訴えを提起し訴訟が終結した後に、原告が同一の事件から生じた他の請求について後訴を提起することは、原告の請求不併合に対する帰責性、及び被告の要保護性の存在を前提として遮断されることになる。

この点について、控訴裁判所は、既判事項の原則または必要的請求併合のルールとの関係での同一の事件の意義について、同一証拠のテストではなく、同一事件のテストを採用することを前提とした上で、本件後訴及び前訴の双方の原告の訴状は、両事件とも同一の事件（すなわち、2014年6月24日の自動車事故）から生じたことを指摘した。その上で、原告は、適切な注意を払えば、24時間の介護の必要性について宣言的判決を求める請求を前訴において提起することができたのであり、本件での24時間の介護費用の支払を求める請求を、原告が前訴において併合することができなかったというなんらの明白な理由も存在しないとして、原告の本件後訴請求は、既判事項の原則または必要的請求併合のルールに基づき遮断される、と判示した。なお、本件では、被告は、既判事項の原則は、実際には原告の請求を遮断するため防御的に使用されると主張し、それゆえ、MCR2.116(1)(2)に基づき被告勝訴の正式事実審理に基づかない裁判を申し立て、控訴裁判所はこの被告の申立てを認容しており、原告側については、もっぱらコラテラル・エストップルの適用について判示していることから、既判事項の原則は、被告により原告の請求を遮断するため防御的に使用されるのが原則であり、原告については、一般的に、既判事項の原則でなく、コラテラル・エストップルの適用が問題となると考えられる。

(45) *Alemarah v. General Motors LLC* ⁽³⁹⁾

本件は、雇用差別に関わる事件である。原告は、2016年9月に契約社員として General Motors LLC (GM) に雇用され、その後2017年4月から同年10月まで GM の従業員として雇用された。彼女は、この間、性、宗教（イスラム教）、

(39) WL 806675(2020).

及び人種（イラク系アラビア人）に基づき、多くの職場の男性の同僚からハラスメントを受けた、と主張した。原告は、彼女の上司がハラスメントを止めさせるための何らの手段も講じなかったこと、およびGMが、彼女のハラスメントの訴えを理由に、彼女を定職処分にしかつ解雇することにより、彼女に報復を行った、と主張した。原告は、彼女が、2018年2月に雇用機会均等委員会(EEOC)に申立書を提出し、同年11月に訴権を有するとの文書を受領したことを指摘している。原告は、2019年2月に本件訴訟を提起した。彼女は、1964年の市民的権利に関する法律(42U.S.C. § 2000e-2)第7章に基づき、性別による差別(請求原因1)、宗教による差別(請求原因2)、人種による差別(請求原因3)、敵対的な労働環境(請求原因4)、及び報復(請求原因5)を主張している。

被告は、正式事実審理に基づかない裁判の申立てにおいて、以下のような二つの主張を行っている。すなわち、(A) 本件訴訟において提起された請求は、既判事項の原則により遮断される、なぜなら、原告がGM及びその上司の一人に対して同一の主張を行った州裁判所において、終局判決が登録されたからであり、また(B) 原告の請求は本案において認容されなかった、なぜなら、原告は一応有利な事件(prima facie case)であることを陳述せず、かつ彼女を解雇した点についての被告の適法かつ非差別的な理由が正当でないことを証明できなかったからである、と。この申立てに対する答弁において、原告は、州裁判所の判決の遮断効に関する被告の主張を完全に無視した。それゆえ、この主張を根拠付ける事実は、「この申立てとの関係において争われていない」⁽⁴⁰⁾。

原告が、2019年2月に本件訴訟について訴えを提起する前に、原告は、2018年6月に、Wayne郡巡回裁判所にはほぼ同一の訴えを提起した・・・。両訴状における唯一の明確な違いとは、(1) 州裁判所では、原告はGMと上司の一人であるSusan Schneiderを訴えたのに対して、本件訴訟では、GMが唯一の被告であること、及び(2) 州裁判所の訴えにおける請求のすべてが、州法(Elliott-Lasen Civil Rights Act)に基づいている一方、本件では請求のすべてが、市民的権利に関する法律の第7章に基づいている、という点である。それ以外の点では、両訴えは、区別することができない。両訴えとも、GMでの雇用期間中、原告が、性別、宗教、及び人種に基づいた差別の被害者であっ

(40) Fed.R.Civ.P. 56(e)(2).

たこと、原告が敵対的な労働環境に服したこと、及び GM が原告の差別の申立てに対する報復として原告を解雇したこと、を主張している。實際上、両訴における主張は、同一である。

原告が本件訴訟を提起した1カ月後の2019年3月、州裁判所の訴訟における被告らは、州裁判所に対して、「請求の併合を求める」裁判、すなわち、原告に対して二つのほとんど同一の訴訟を併合し、同一の取引または事件から生じた原告の被告に対するすべての請求を単一の訴訟に併合することを要求する裁判を求める申立てを行った・・・その申立てを裏付けるため、被告らは、MCR2.203(A) 項との関係で、二つの請求が同一の取引または事件から生じたかどうかを判断するため、裁判所は、既判事項の原則を適用すべきである、と主張した・・・。州裁判所は、2019年4月、法廷で (from the bench) 被告らの申立てを却下した。2019年12月、州裁判所の訴訟については、両当事者が調停に基づく裁定額を受け入れた後の当事者の合意に基づき、不利益を伴う却下 (dismissed with prejudice) の裁判がなされた。

被告は、正式事実審理に基づかない裁判を受けることができる、なぜなら、州裁判所の判決は、本件訴訟について既判事項となるからである、と主張する。被告は、原告が市民的権利に関する法律第7章に基づく請求を州裁判所の訴訟において含めなかったが、原告はそうすることができたのであり、州裁判所に含めることを選択しなかった請求について訴訟を進行することを遮断される、と主張する。被告は、両訴訟が同一の事実に基づいており、かつ同一の当事者を含んでおり、またミシガン州では、合意に基づいた不利益を伴う却下は、本案に関する裁判と判断されることを指摘している。上記のように、原告は、この主張に対して答弁を行わなかった。合衆国地方裁判所の B.A.Friedman 主席裁判官は、本件訴訟における原告の請求は既判事項の原則により遮断される、と結論付け、被告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容して、次のように判示した。

〔1 省略〕

2・・・法は、完全に被告の立場を支持している。当裁判所は、『州裁判所の判決が判決言渡し州において有するのと同一の遮断効を、その州裁判所の判決に対して付与しなければならない』⁽⁴¹⁾。ミシガン州では、請求遮断効は、『以

(41) Abbott v.Michigan,474F.3d 324, 330(6th Cir.2007)(citing 28 U.S.C. § 1738).

下の要件を満たす場合に、第二の後訴を遮断する。すなわち、(1) 前訴が本案について裁判されたこと、(2) 両訴訟が同一の当事者または彼らの関係人を含んだこと、及び(3) 第二の訴訟における事項が、前訴において解決され、または解決することができたこと、である』⁽⁴²⁾。請求遮断効は、『実際に争われた請求だけではなく、同一の事件から生じた請求で、当事者が適切な注意を払えば提起することができたが提起しなかったすべての請求を遮断する』⁽⁴³⁾。それゆえ、当裁判所は、もし上記の3要件が充足されているならば、原告の提起した州裁判所の訴訟において登録された判決に対して、遮断効を付与しなければならない。

そして、実際、その3要件は充足されている。最初の要件については、当事者は調停による裁定額を受け入れ、それゆえ、その事項について不利益を伴う却下に同意した……。『ミシガン州では、和解及び同意判決は、既判事項の原則との関係では、本案の終局判決である』⁽⁴⁴⁾。それゆえ、原告の州裁判所における訴訟は、本案について裁判されたものである。第二の要件については、原告の提起した両訴訟とも、同一の当事者、すなわち原告自身とGMを含んでいる。州裁判所の訴訟では、原告は、原告の上司の一人である Susan Schneider をも被告としているが、この点は、既判事項の原則との関係では無関係である。『この要件についての重要な審理とは、遮断される訴訟における原告と被告が、前訴での対立当事者であったかどうか、という点である；その他の当事者の存在は、その分析に影響を及ぼさない』⁽⁴⁵⁾。

3 第三の要件について

ミシガン州は、既判事項について事件アプローチを採用しており、同一の事実的な事件から生じたすべての後続する請求を遮断する⁽⁴⁶⁾。『ある事実の集合

(42) *Adair v. State*, 470 Mich. 105, 680 N.W.2d 386, 396 (Mich. 2004).

(43) *Id.* at 331.

(44) *United States v. Chrysler Grp., LLC*, 571 F. App'x 366, 369 (6th Cir. 2014) (*citing* *Ditmore v. Michalik*, 625 N.W.2d 462, 466 (Mich. App. 2001)). *See also* *Garett v. Washington*, 886 N.W.2d 766 (Mich. App. 2016) (事件評価の承認は、実質的に同意判決であり、既判事項の原則が同意判決に適用される)……

(45) *U.S. ex rel. Sheldon v. Kettering Health Network*, 816 F.3d 339, 416 (6th Cir. 2016).

(46) *Adair*, *supra* note (42), 680 N.W.2d at 398.

体が既判事項の原則との関係で一つの事件を構成するかどうかは、それらの事実が時間、場所、原因、または動機の点で関連性を有しているか、及びそれらに有用な審理の単位を形成しているかどうかを考慮して、実用的に判断されなければならない』⁽⁴⁷⁾。ミシガン州最高裁判所は、事件アプローチを説明する際、このアプローチをいわゆる『同一証拠の基準』と対比させて、以下のように指摘した。すなわち、『同一証拠の基準によれば、何が訴訟原因を構成するかについての定義は、事件の基準によるよりも狭いものとなる。判決のリステイトメント（第2版）において述べられているように、同一証拠の基準は、原告の主張する救済のセオリーに関係しており、その結果、二個の請求は同一の事件の一部であるにも関わらず、別個の訴訟原因と考えられるであろう、なぜなら、それらの請求が根拠とするセオリーを立証するために必要とされる証拠は、異なっているからである。これとは対照的に、事件のアプローチは、より実用的である。このアプローチによれば、請求とは、事実に関する用語の意味において考えられており、原告が利用することのできる実体法上のセオリーの数、またはそれらのセオリーから生じる様々な救済の方式にも関わらず、事件と同一の意味であると考えられており、かつそれらのセオリーまたは権利を立証するために必要な証拠の違いにもかかわらず、そのように考えられているのである』⁽⁴⁸⁾。明らかに、原告の二つの訴えにおいて主張された事実は、この基準を満たしている。なぜなら、それらの事実は同一であり、かつ同一の時間に関係しているからである。原告は、市民的権利に関する法律第7章に基づく請求を州裁判所において提起することはできなかった、なぜなら、原告は州裁判所の訴訟を2018年6月に開始したが、2018年11月になるまで、EEOCから訴権に関する通知を受けとらなかったからであることを示唆している・・・この点は、上記の分析に変更を及ぼすものではない。なぜなら、Adair事件における基準とは、問題となる両事件が同一の事実的な事件から生じたかどうかだからである⁽⁴⁹⁾。さらに、原告は、訴権に関する通知を受領すれば、市民的権利に関する法律第7章に基

(47) *Id.*

(48) *Id.*(citation omitted and emphasis added). United States v. Chrysler Grp., LLC, 571 F. App'x 366, at 371(6th Cir.2014).

(49) 680 N.W.2d at 398.

づく請求を追加するため、自由に州裁判所の訴えを変更することができたにもかかわらず、そうすることを怠った。実際、原告は、被告が原告に対してこれらの請求を Elliott-Larsen 法上の請求と併合させようとした被告の努力に対して、積極的に反対したように思われる。いずれにしても、「第二の後訴における事項が、前訴において解決され、または解決することができた」という点に何らの疑いもない⁽⁵⁰⁾。これらの理由に基づき、当裁判所は、本件訴訟における原告の請求は、既判事項の原則により遮断される、と結論付ける」。

本件では、原告が最初に州裁判所において、州法（Elliott-Larsen Civil Rights Act）上の請求に基づく訴えを提起し、その訴訟の係属中に、原告が、今度は連邦裁判所に連邦法上の市民的権利に関する法律の第7章に基づく訴えを提起した。そして、後者の連邦法上の訴訟が係属中に、前者の州法上の訴訟について両当事者が調停に基づく裁定額を受け入れた後の当事者の合意に基づき、不利益を伴う却下（dismissed with prejudice）の裁判がなされたため、後者の連邦法上の請求に基づく訴訟が、既判事項の原則または必要的請求併合のルールに基づき、遮断されるかどうかの問題となった。

そこで、この点について検討すると、必要的請求併合のルールは、まず第一に、原告が、同一事件から生じた被告に対して有するすべての請求を単一の訴訟において併合提起することを要求する。そこで、第二に、原告が、同一の事件から生じた数個の請求の一つについて訴えを提起したときは、原告は、その請求と同一の事件から生じた他の請求をその訴訟に追加的に併合することを要求される（必要的追加的変更）。第三に、原告が、同一の事件から生じた数個の請求の一つについて訴え（先行訴訟）を提起し、その訴訟の係属中に、当該請求と同一の事件から生じた他の請求について別訴を提起（後発訴訟）したときは、当該後発訴訟は、重複訴訟禁止の原則に基づき不適法却下される（または先行訴訟へ移送）されることとなる。そして、第四に、原告が同一の事件から生じた請求の一つのみに基づいて訴えを提起し訴訟が終結した後に、原告が同一の事件から生じた他の請求について後訴を提起することは、原告の請求不併合に対する帰責性、及び被告の要保護性の存在を前提として遮断されることになる。

以上の観点から本件事例を検討すると、まず第一に、州裁判所における先行

(50) *Id.* at 396.

訴訟が係属中に、連邦裁判所への後発訴訟が提起された時点では、必要的請求併合のルールによれば、両請求は同一の事件から生じたものであるから、連邦法に基づく後発訴訟は、重複訴訟に該当するものとして不適法却下または移送及び弁論併合がなされるものと解する。第二に、州法上の請求に基づく前訴について、両当事者が調停に基づく裁定額を受け入れた後の当事者の合意に基づき、不利益を伴う却下 (dismissed with prejudice) の裁判がなされた時点では、必要的請求併合のルールによれば、連邦法に基づく後訴は、原告の請求不併合に対する帰責性、及び被告の要保護性の存在を前提として遮断されることになる。本件において、連邦裁判所は、同一事件の意義について同一証拠の基準ではなく同一事件の基準に従うことを前提として、連邦裁判所における後訴は、既判事項の原則により遮断されると判示した。第三に、連邦裁判所は、原告は、訴権に関する通知を受領すれば、連邦法上の市民的権利に関する法律第7章に基づく請求を追加するため、自由に州裁判所の訴えを変更することができたにもかかわらず、そうすることを怠ったことを指摘し、原告は、必要的請求併合のルールに基づき、連邦法上の請求を州裁判所の訴訟において追加的変更に基づき併合すること (必要的追加的変更) を要求されることを指摘したものと解される。

なお、本件訴訟において、州裁判所の先行訴訟において、州裁判所が、先行訴訟と後発訴訟とを併合すべきであるとの被告らの主張を却下した理由としては、まず第一に、両訴訟が重複訴訟の関係にある場合、重複訴訟の申立ては、一般的には後発訴訟においてなされ、後発訴訟の裁判所が、重複訴訟を根拠として後発訴訟を不適法却下するものと解される。これに対して、本件では、先行訴訟の係属する州裁判所に重複訴訟の申立てがなされており、州裁判所は後発訴訟を却下する権限を有していないことから、被告らの申立てを却下したものと解される。第二に、仮に、先行訴訟における重複訴訟の申立てを適法と解した場合、州裁判所が被告らの重複訴訟の申立てを却下したのは、原告の両請求が同一の取引または事件から生じたものではなく、したがって原告に請求不併合に対する帰責性が存在しないことを理由としたものではなく、次のような理由によるものと考えられる。すなわち、原告の両請求が同一の事件から生じ、したがって、原告の後発訴訟は、必要的請求併合のルールによれば重複訴訟に該当するため、原告は両請求を併合して訴えなければならないことを前提としつつ、被告らが請求の併合を

申し立てた時点において、原告に請求の併合を求めることは著しく訴訟手続を遅滞させるだけでなく、先行訴訟において進行中の調停手続をも著しく遅延させることになり妥当でないことから、適切な時期に併合が必要とされる請求を併合しなかった原告の請求不併合に対する強い帰責性を肯定して、本案判決前の段階で後発訴訟の請求を実質的に遮断したものと解される。

(46) *Alemarah v. General Motors LLC* ⁽⁵¹⁾

本件は、上記（45）事件について、被告勝訴の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した裁判所の裁判について、原告が再審理の申立てをした事件である。合衆国地方裁判所の B.A.Friedman 主席裁判官は、原告の再審理の申立てを却下し、次のように判示した。

「・・・当裁判所において本件訴訟を開始する前に、原告は、ほとんど同一の訴訟を州裁判所において開始したのであり、唯一の重要な相違点とは、前者が州法に基づくものである一方、後者は市民的権利に関する法律第7章に基づくものであった。本件訴訟が係属中、当事者は、州裁判所において調停を成立させ、かつその訴訟について不利益を伴う却下がなされることに同意した。被告は、本件訴訟において、後に正式事実審理に基づかない裁判を申し立て、とりわけ、州裁判所の却下の裁判は、本件訴訟について既判事項となる、と主張した。被告は、両訴訟において自らが被告であり、また両訴訟とも同一の事実に基づいておりかつ同一の時間に関係していることを指摘した。原告は、被告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てに対して答弁をしたが、既判事項の原則に関する主張を完全に無視した。当裁判所は、その主張は説得力を有しかつ解決をもたらすものと考え、この根拠に基づき被告の申立てを認容し、被告勝訴の判決を登録した。

明らかに衝撃を受けて、原告は、本件再審理の申立てを行い、この申立てにおいて、原告は、裁判所が誤って被告の既判事項の原則の主張を受け入れたと考える理由について幾つかの主張を行っている。原告は、これらの主張を、被告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てに対する答弁として行うべきであった。被告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てに対する答弁において既判事項の原則に何も述べることなく、今になってそれらを提出することにより、

(51) WL 1083683(2020).

原告は、そのような主張をする当事者の権利に時間と頁数についての制限を置く裁判所の申立手続ルールを不適切に回避しようとしている⁽⁵²⁾。それゆえ、裁判所は、原告が、これらの主張のすべてを放棄したものと考える。

しかしながら、たとえ、原告が、要求されたように、これらの主張を被告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てに対する答弁として行っていたとしても、当裁判所は、これらの主張を法的に意味を持たないものとして却下したであろう。原告は、最初に、その事件における法の原則 (the law of the case doctrine) に基づき、被告が既判事項の原則を根拠として正式事実審理に基づかない裁判の申立てを行ったのは誤っている、なぜなら、被告は、州裁判所において既判事項と併合の問題を提起し・・・、かつ州裁判所は、GMの申立てを却下したからである、と主張する・・・。この陳述は、誤っている。両訴訟の係属中、被告が州裁判所において提起した問題は、原告が、MCR2.203(A)項に基づき連邦法上の請求を州法上の請求に併合することを求められたかどうか、である。これは、被告が後に当裁判所において提起した既判事項の原則の問題、すなわち、州裁判所における却下の同意判決により、原告が当裁判所においてその請求について訴訟追行をすることを妨げられるかどうかという問題とは関係がない。その事件における法の原則 (the law of the case doctrine) は、これらの状況のもとでは、適用されない・・・」。

本件では、原告が州裁判所に州法上の請求に基づく訴えを提起した後、その訴訟の係属中に原告が、連邦法上の請求に基づく別訴を連邦裁判所に提起したため、州裁判所の訴訟における被告らが、MCR2.203(A) 項の必要的請求併合のルールによれば、後発訴訟の提起は重複訴訟に該当するものとして、州裁判所に対して、「請求の併合を求める」裁判、すなわち、原告に対して二つのほとんど同一の訴訟を併合し、同一の取引または事件から生じた原告の被告に対するすべての請求を単一の訴訟に併合することを要求する裁判を求める申立てを行った。そして、その申立てを裏付けるため、被告らは、MCR2.203(A) 項との関係で、二つの請求が同一の取引または事件から生じたかどうかを判断するため、裁判所は、既判事項の原則を適用すべきである、と主張した。しかし、州裁判所は、被告らの申立てを却下した。そこで、原告は、この州裁

(52) See E.D.MICH.LR7.1(c),(d),(e).

判所の却下の裁判を根拠に、その事件における法の原則（the law of the case doctrine）に基づき、被告が既判事項の原則を根拠として正式事実審理に基づかない裁判の申立てを行ったのは誤っていると主張した。

しかし、上述のように、州裁判所の先行訴訟において、州裁判所が、先行訴訟と後発訴訟とを併合すべきであるとの被告らの主張を却下した理由としては、まず第一に、両訴訟が重複訴訟の関係にある場合、重複訴訟の申立ては、一般的には後発訴訟においてなされ、後発訴訟の裁判所が、重複訴訟を根拠として後発訴訟を不適法却下するものと解される。これに対して、本件では、先行訴訟の係属する州裁判所に重複訴訟の申立てがなされており、州裁判所は後発訴訟を却下する権限を有していないことから、被告らの申立てを却下したものと解される。第二に、仮に、先行訴訟における重複訴訟の申立てを適法と解した場合、州裁判所が被告らの重複訴訟の申立てを却下したのは、原告の両請求が同一の取引または事件から生じたものではなく、したがって原告に請求不併合に対する帰責性が存在しないことを理由としたものではなく、次のような理由によるものと考えられる。すなわち、原告の両請求が同一の事件から生じ、したがって、原告の後発訴訟は、必要的請求併合のルールによれば重複訴訟に該当するため、原告は両請求を併合して訴えなければならないことを前提としつつ、被告らが請求の併合を申し立てた時点において、原告に請求の併合を求めることは著しく訴訟手続を遅滞させるだけでなく、先行訴訟において進行中の調停手続をも著しく遅延させることになり妥当でないことから、適切な時期に併合が必要とされる請求を併合しなかった原告の請求不併合に対する強い帰責性を肯定して、本案判決前の段階で後発訴訟の請求を実質的に遮断したものと解される。

また、連邦裁判所は、被告が主張する「その事件における法の原則」（the law of the case doctrine）は、本件には適用がないものと判示した。この原則は、上級裁判所が、ある事件の法律問題について判断を下した場合、その法律判断は、その事件においては、差し戻された下級裁判所（および再上訴のときには自己自身）を拘束し、それに従って裁判しなければならないとする原則をさす⁽⁵³⁾。したがって、本件のように、前訴が終結した後において、本件後訴

(53) 田中英夫・英米法辞典 502 頁（東京大学出版会・1991 年）。

民事訴訟における必要的請求併合のルール(9)

が既判事項の原則または必要的請求併合のルールに基づき遮断されるかどうか
が問題となるような場合は、そもそもこの原則の対象とはならず、この原告の
適用はないと解される。もっとも、裁判所は、必ずしも明確ではないものの、
この原則の適用を前提とした上で、前訴では請求の併合が問題となったのに対
して、後訴では既判事項の原則が問題となっているので、この原則の適用はな
いと判示しているようにも思われる。しかし、仮にこの原則が適用されるとの
前提に立つとしても、州裁判所が被告の請求併合の申立てを却下した理由が上
述のような根拠に基づくとすれば、後訴での連邦裁判所の判断とは矛盾しない
と考えられる。

[以下次号]